

日付														
確認印														

# お知らせ版

9月20日号

発行 枕崎市役所

※お知らせ版・広報紙へのご意見・ご要望は、市役所総務課秘書広報係（Tel72-1111 内線 211）まで。

## ▲ 目 次 ▲

2	お知らせ	秋の交通安全総点検を実施 9月21日～30日「秋の全国交通安全運動期間」
	お知らせ	市防災訓練を実施
	お知らせ	自賠償保険・共済の有効期限は切れていませんか？
3	お知らせ	災害にあったときの国税の申告
	お知らせ	使って実感！ネットで申告「e-Tax」
	お知らせ	国保税の10月の年金から引き落とされる額が「本算定」の額に変わります
4	お知らせ	年金から引き落とされる市民税・県民税の額が「本徴収」の額に変わります
	お知らせ	平成24年度就学予定者への健康診断の実施について
5	相談会	年金相談所開設のお知らせ
	ご協力を募集	農薬散布時の飛散に注意しましょう 農業経営をパソコンで・・・講習会を開催
6	お知らせ	老人福祉センター送迎バス実証運行の期間延長について
	お知らせ	給水装置を使用しなくなったときは！
	募集	平成24年度鹿児島障害者職業能力開発校の訓練生を募集
	募集	手話講習会を開催 ～受講生を募集～
7	お知らせ	市有地を公売します。
	お知らせ	「社会生活基本調査」が実施されます
	お知らせ	限度額適用・標準負担額減額認定の申請について
8	お知らせ	シンガポールの文化を学ぶ「自分づくり講座」を開催
	募集	平成23年度生涯学習県民大学「食品加工」講座受講生を募集
9	相談会	行政相談所を開設します。
	お知らせ	秋の全国交通安全運動を実施

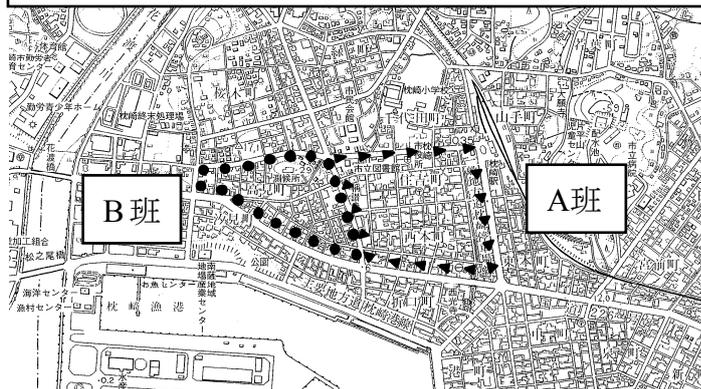
## 秋の交通安全総点検を実施 9月21日～30日「秋の全国交通安全運動期間」

枕崎市では、地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業など地域が一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指すため「交通安全総点検」を実施いたします。

日 時：平成23年9月29日（木）15:00～17:00  
 集合場所：枕崎市民会館 第1会議室  
 点検ルート：右の区域図のとおり

建設課

### 平成23年度 秋の交通安全総点検 区域図



## 市防災訓練を実施

地震災害及び地震発生に伴う津波襲来に備えて、防災訓練を9月25日（日）午前9時より、立神小学校で実施します。

当日は、津波対策訓練として、避難誘導訓練を主体に立神地域の公民館をはじめ、自主防災会、消防団等が参加して行われます。また、東日本大震災派遣職員報告会、防災グッズ・非常食等の展示会もありますので、市民の皆様のご観覧をお願いします。

駐車場は、立神小学校の校庭をご利用ください。駐車台数の制限がありますので、乗り合わせてご来場くださるようお願いいたします。

なお、今回の防災訓練に合わせて市内全域で防災無線による「緊急地震速報」と「大津波警報」の放送をしますのでご注意ください。

### 【防災無線のサイレン吹鳴等】

#### ◆ 緊急気象警報

緊急情報を受信すると、該当するサイレンやチャイムが鳴り、放送内容の項目が放送されます。

緊急地震速報 (震度4以上～)	NHKチャイム音	緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です。（3回繰り返す）
大津波警報	消防サイレン 3秒吹鳴2秒休止×3回	「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。」（3回繰り返す）
津波警報	消防サイレン 5秒吹鳴6秒休止×3回	「津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。」（3回繰り返す）

◆ 避難指示・勧告・・・『吹鳴』7秒—『休止』3秒を3回繰り返す、その後音声放送

◆ 火災サイレン（定期訓練含む）

火災発生地区・・・『吹鳴』5秒 — 『休止』3秒を6回繰り返す

総務課

## 自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください。

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250CC以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

総務課

## 災害にあったときの国税の申告

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方は、税の申告などの期限の延長、納税の猶予、所得税の軽減・免除などの制度を受けられる場合があります。

※これらの制度を受けるには、申請期限がありますので、ご注意ください。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しています。

詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

知覧税務署（電話 0993-83-2411）※自動音声案内

税務課

## 使って実感！ネットで申告「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②すべての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）

税務課

## 国民健康保険税の10月の年金から引き落とされる（特別徴収）額が「本算定」の額に変わります。

地方税法の規定で、65歳以上の年金受給者の方の国民健康保険税については、年金からの引き落とし（特別徴収）となっています。

◎既に引き落とし（特別徴収）になっている方

本年4月以降、「仮算定」額で年金からの引き落としで納めていただいていたのですが、今年度の国民健康保険税の年税額が決まりましたので、10月以降は「本算定」の額で、引き続き年金からの引き落とし（特別徴収）で、納めていただくことになります。

①仮算定『上半期（4月・6月・8月）』

今年度上半期は、2月（昨年度分）に引き落としした額と同額を、仮算定分として引き続き4月・6月・8月の年金の支払いごとに納めていただきました。

②本算定『下半期（10月・12月・2月）』

今年度下半期は、確定した国民健康保険税の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを10月・12月・2月の年金の支払いごとに納めていただくことになります。

税率改正（引上げ）に伴い、10月分以降の年金から引き落とされる額が変わっています。

※ 今年度はじめて引き落とし（特別徴収）となる方や昨年度途中で年金特別徴収が中止となり、今年度再び年金引き落とし（特別徴収）となる方は、10月から年金引き落としが始まります。

納付方法が特別徴収に変わることで、新たな税の負担が増えることはありません。

1期（4月）から3期（8月）分は、個人納付（普通徴収）となり、これまでどおりの納付方法となっています。

※ 年金特別徴収が中止となる場合は、個人納付（普通徴収）となります。

・年金支払者から特別徴収ができない旨の連絡があった場合

・65歳未満の方が新たに被保険者となった場合等

お問い合わせ 課税のことは 税務課課税係 72-1111 内線154・155

納付のことは 税務課管理収納係 72-1111 内線152・153

税務課

## 年金から引き落とされる市民税・県民税の額が「本徴収」の額に変わります。

65歳以上の年金受給者の公的年金に係る市・県民税については、年金からの引き落とし（特別徴収）で納めていただくことになっていますが、今年度の市・県民税額が確定したことに伴い、引き落とし額が「本徴収」の額に変わります。

### ◎引き落とし（特別徴収）となる方

公的年金を受給し、年金から介護保険料が天引きされている平成23年4月1日現在、65歳以上の方

#### ○引き落とし対象となる税額

公的年金所得分の所得割額及び均等割額

（6月にお送りした納税通知書で引き落とし額をご案内しています。）

（年金所得以外の所得にかかる税額はこれまでどおりの納付方法となります。）

### ◎既に引き落とし（特別徴収）になっている方

本年4月以降、「仮徴収」額で納めていただけていますが、10月以降は「本徴収」の額で、引き続き年金引き落とし（特別徴収）で、納めていただくこととなります。具体的には、次のとおりです。

#### ①仮徴収『上半期（4月・6月・8月）』

今年度上半期は、2月（昨年度分）に引き落とした額と同額を、仮徴収分として引き続き4月・6月・8月の年金の支払いごとに納めていただきました。

#### ②本徴収『下半期（10月・12月・2月）』

今年度下半期は、確定した公的年金に係る市・県民税の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを10月・12月・2月の年金の支払いごとに納めていただくこととなります。

※今年度はじめて引き落とし（特別徴収）となる方や昨年度途中で年金特別徴収が中止となり、今年度再び年金引き落とし（特別徴収）となる方は、10月から年金引き落としが始まります。1期（6月）2期（8月）分は、個人納付（普通徴収）となりこれまでどおりの納付方法となっています。

※次のような場合は、年金特別徴収が中止とされ、個人納付（普通徴収）となります。

- ・対象となる税額が変更になった場合
- ・対象の方が転出または亡くなられた場合など

※特別徴収制度は、納付方法の変更ですので、新たな税負担を伴うものではありません。

お問い合わせ 課税のことは 税務課課税係 72-1111 内線155

納付のことは 税務課管理収納係 72-1111 内線152・153

税務課

## 平成24年度就学予定者への健康診断の実施について

学校保健安全法の規定に基づき、平成24年度小学校入学予定者に対し、就学時健康診断を次の日程で実施いたします。

保護者への通知は住民基本台帳により作成しました。今後住所変更（転出等）を予定されている方は、教育委員会保健体育課にご連絡ください。

なお、就学時健康診断は昨年度から、各小学校ではなく、総合体育館で実施していますので、お間違いのないよう、保護者付き添いの上、必ず受診してください。

連絡先 教育委員会保健体育課 72-0170

### ○健康診断日時

入学予定校	健診場所	期 日	受 付 時 間
枕崎小学校、別府小学校	総合体育館	10月5日(水)	13時30分～13時55分
桜山小学校、立神小学校、金山小学校	総合体育館	10月13日(木)	13時30分～13時55分

保健体育課

## 年金相談所開設のお知らせ

日本年金機構 鹿児島南年金事務所の職員が、厚生（船員）年金・国民年金に関する相談に応じます。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

○日 時：11月10日（木）午前10時～午後3時（10月はありません）

○場 所：市民会館2階 第1会議室

○問合せ：日本年金機構 鹿児島南年金事務所 お客様相談室 TEL 099-251-3879

◎例えばどんな？

- ・年金を受けるための請求ができます。
- ・障害年金や遺族年金の相談ができます。
- ・50歳以上の方に年金の見込み額を提示します。
- ・過去にかけた年金の記録を確認するお手伝いをします。
- ・年金受給者の住所変更や死亡に伴う手続きができます。
- ・「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」等の問い合わせに応じます。

※国民年金保険料の納付はできません。

※基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・年金証書等）・印鑑などをお持ちください。

※代理の方が来られる際は、委任状が必要です。（家族の相談でも、委任状は必要です。）

近隣市での相談日は次のとおりです。

- ・10月12日（水） 指宿市中央公民館
- ・10月19日（水） 南さつま市役所スタジオ21
- ・11月16日（水） 穎娃支所

市民生活課

## 農薬散布時の飛散に注意しましょう。

食品への残留農薬の規制については、食品衛生法で基準が定められ、基準値を超えた食品は流通が禁止されることになっています。（ポジティブリスト制度）

農薬使用時は、住宅の近くや、収穫間際～出荷期の田畑に、飛散が生じないよう以下の内容に注意し適切な対応が必要です。

- ・風の強さや向きに気をつける
- ・必要最低限の量と区域で使用する
- ・散布の方向や位置に気をつける
- ・液剤の散布ノズル粒子を細かくしすぎない
- ・タンクやホースはきれいに洗う

また、誤った使用は、作物はもとより人の健康に害を与えますので、農薬の使用法（ラベル）をよく読んで正しい使い方を守っていただきますようお願いします。

農政課

## 農業経営をパソコンで・・・講習会を開催

農業委員会では、農業経営の基礎となる簿記記帳と青色申告の普及・推進を通じて、農業経営者の経営管理能力の向上を図るため関係機関の協力を得て、パソコンによる複式簿記記帳指導会を実施しています。

平成23年度も10月から3月まで開催し自己の経営をパソコンに入力して経営管理とともに、青色申告に必要な決算書を作成できるように指導いたします。

**対象者** 農業者で自分でパソコン・ソフトを導入できる方

**開催日程** 10月以降3月まで8回 時間は原則として 午後1時30分から午後4時30分

**場 所** 市民会館 和室

※ 参加の申込み・詳細については農業委員会（電話 72-1111 内線 338）までご連絡ください。

農業委員会

## 老人福祉センター送迎バス実証運行の期間延長について

市では、現在実施中の老人福祉センター（健康センター）送迎バス実証運行（市役所を經由）について、来年3月末までの半年間、期間を延長します。

この実証運行は、将来を見据えた住みよいまちづくりを進めるため、交通弱者対策の一環として実施するものです。

詳しい運行ルートと時間については、「広報まくらざき」1月号に折込みました運行表をご覧ください。なお、火曜日は運行しませんので、ご注意ください。

### 【注意事項】

- ・乗り降りに介助が必要な方は、ご利用できませんのでご了承ください。
- ・乗車の際は、手押しカートの持ち込みはできません。
- ・子ども（小・中学生含む）の乗車は、保護者同伴の場合に限ります。

企画調整課

## 給水装置を使用しなくなったときは！

建物の解体などで使用しなくなった給水管は、漏水や破損事故を未然に防止し安全で新鮮な水の供給を行うため所有者の責任で撤去（配水管と切離す工事）をしていただくことになっています。

給水装置は、配水本管（水道課管理）の引込部分（取出部分）からが所有者（設置者）の財産になります。給水装置工事（新設・増設・改造・撤去）は、指定給水装置工事事業者でなければ、行うことができませんので直接工事事業者に依頼してください。

その後、工事事業者から水道課へ申込書が提出され、工事ができることとなります。公道等のアスファルト舗装は、道路保全のため水道課がおこないます。

なお、詳しくは、水道課にお尋ねください。

◎問い合わせ先 枕崎市水道課施設係 TEL72-1111（内線324） 直通TEL 72-0224

水道課

## 平成24年度鹿児島障害者職業能力開発校の訓練生を募集

募集期間 10月4日（火）～11月25日（金）

※ ハローワークのあっせんを受けられた方は雇用保険、訓練手当などが支給される場合があります。

詳しくは鹿児島障害者職業能力開発校（TEL0996-44-2206）又は、ハローワーク（TEL0993-53-5111）にお問い合わせください。

福祉課

## 手話講習会を開催 ～受講生を募集～

身体の不自由な人たちへのご理解と手助けをしていただくための手話講習会を、次のとおり開催します。入門コース課程の修了した方を対象として、基礎コースの講習を実施します。

- 期間・回数 10月14日（金）から毎週金曜日（22回予定） 午後7時～9時
- 講習会場 枕崎市勤労青少年ホーム
- 受講資格 原則として市内居住の方
- 受講費用 1,470円（基礎コーステキスト代）
- 講習課程 基礎コース
- 申込締切 10月7日（金）
- 申込先 福祉課障害福祉係 TEL72-1111 内線470

福祉課

## 市有地を公売します。

枕崎市が保有する旧シルバー人材センター跡地の土地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

【公売する土地】旧シルバー人材センター跡地

◎ 中央町191番他 宅地 1072㎡ 工業地域  
(木・軽量鉄骨造鋼板葺平家建 213㎡ 昭和63年建築、平成3年増築の建物を含む。)

\* 地番は予定地番です。

【公売する方法】一般競争入札

【現地説明会】10月21日(金) 午後1時30分 現地集合

【入札期日】10月28日(金) 受付：午後1時

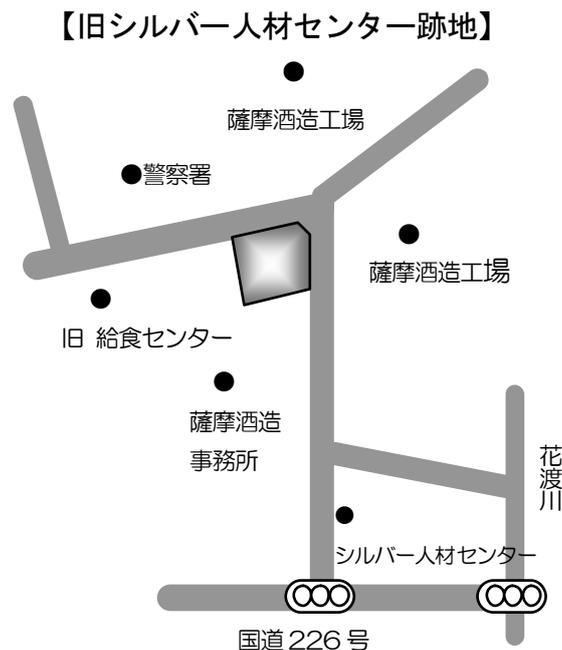
入札開始：午後1時30分

【入札場所】市役所本館二階会議室

【その他】土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。

なお、所有権移転登記は市が行います。

※ お問い合わせ先：枕崎市役所 財政課 財産管理係 電話：72-1111 内線：223



財政課

## 「社会生活基本調査」が実施されます。

総務省統計局と鹿児島県では、10月20日現在で「社会生活基本調査」を実施します。

この調査は、私たちが日々どのくらいの時間を仕事や学業、家事に費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査するものです。

調査の結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成などの基礎資料となります。

調査の対象地域は、無作為に選ばれた市内の一部の地域となります。調査の対象となった地域では、8月下旬から10月にかけて世帯の確認や調査のお願いなどで調査員がお宅に訪問いたします。調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入ください。

また、社会生活基本調査により集められた情報は、「統計法」という法律により厳重に保護されますので、安心してありのままをお答えください。



企画調整課

## 限度額適用・標準負担額減額認定の申請について

後期高齢者医療制度では、市民税非課税世帯の方に対して、入院時の食事代や一部負担金を減額する制度があります。この制度を利用される方は、健康課保険医療係で減額認定の申請をしてください。

[手続きに必要なもの] 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

健康課

## シンガポールの文化を学ぶ「自分づくり講座」を開催

市では、男女共同参画社会の形成のため「自分づくり講座」を毎年開催しています。

この講座は、男女が、あらゆる場へ積極的に参画、貢献できる視点に立って、自分を探り、自分を見出し、自分を発展・開発させるために開催するものです。

本年度は、シンガポールの家庭における男女の役割などの講話を中心に行いますが、同時に、国際理解や交流を深めるための家庭料理づくりも行います。

シンガポールの文化や庶民の実生活を直接、シンガポール人の講師から学ぶ絶好の機会ですので、是非、この機会にご参加ください。

なお、受講人数に限りがありますので、できるだけ早めにお申し込みください。

- 1 日 時 11月11日(金) 午前11時～午後2時30分
- 2 場 所 城山センター
- 3 講 師 鹿児島県観光交流局国際交流員 ケナードさん  
演題：「シンガポールの文化（男女共同参画）と家庭料理を学ぼう」  
料理：シンガポールの家庭料理
- 4 受講料 無料（材料費のみを当日、実費徴収いたします。）
- 5 受講人数 20名（先着順ですが、市内在住者又は市内に勤務されている方を優先します。）
- 6 応募締切日 10月28日（金）まで
- 7 申込先 企画調整課 電話 72-1111（内線460） Fax 72-9436

企画調整課

## 平成23年度生涯学習県民大学「食品加工」講座受講生を募集

鹿児島県教育委員会では、鹿児島水産高等学校において生涯学習県民大学を開催します。多数の応募をお待ちしています。

- 対 象 者 一般成人（募集定員：30人）
- 受講生特典 総学習時間の7割（11時間）以上の出席者には卒業証書を授与します。  
製造した加工品は持ち帰ることができます。
- 受 講 料 2,000円（若干追加の場合あり。また納入後、都合により受講できなかった場合の返金はできません）
- 申 込 締 切 10月14日（金）午前中まで  
※定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
- 申 込 方 法 氏名・年齢・住所・郵便番号・電話番号を添えて、鹿児島水産高等学校へ電話または Fax で申し込んでください。TEL 76-2111 FAX 76-2112
- 問 合 せ 先 鹿児島水産高等学校食品工学科 上野
- そ の 他 受講者へは、後日案内を郵送いたします。
- 講 座 内 容

内容（予定）	10月22日（土）	9時～13時	開講式・食品加工実習（イチゴジャム）
	11月5日（土）	9時～13時	食品加工実習（魚肉コロッケ）
	11月12日（土）	9時～13時	食品加工実習（さつま揚げ）
	12月3日（土）	9時～13時	食品加工実習（そば打ち）・閉講式

※原材料等の関係で内容・期日等を変更する場合があります。

生涯学習課

暮らしの中でお困りのことがありましたら、あなたの町の行政相談委員へ！

# 行政相談所開設します！

10月22日（土）

無料・予約不要・秘密厳守

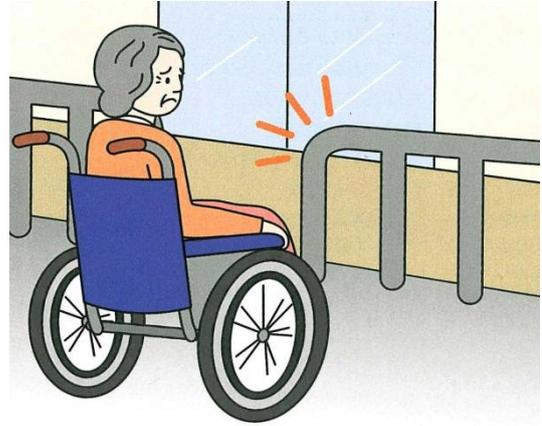
13時～16時 枕崎市市民会館

行政相談委員：松山 智（TEL：73-5465）

分かりづらい案内標識を  
改善してほしい



公共施設をもっと  
利用しやすくしてほしい



☆ 行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間のボランティアの方です。

すべての市町村に1人以上委嘱されており、皆さまの相談相手として、国の仕事などに関する相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。

**問い合わせ先：総務省 鹿児島行政評価事務所 ☎099-224-3247**

## 秋の全国交通安全運動を実施

9月21日（水）から9月30日（金）まで秋の全国交通安全運動を実施します。この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

スローガン 『ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道』

運動の最重点 子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
  - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
～全席ベルト着用！！「します・させます」運動の展開～
  - 飲酒運転の根絶  
～飲酒運転「8（やっ）せん」運動の展開～